

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 初診料（歯科）の注 1 に掲げる基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算 1
- 歯科外来診療感染対策加算 1
- 歯科治療時医療管理料
- 小児口腔機能管理料の注 3 に規定する口腔管理体制強化加算
- 在宅療養支援歯科診療所 1
- 在宅患者歯科治療時医療管理料
- 歯科訪問診療料の注 1 3 に規定する基準
- 手術用顕微鏡加算
- 歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算
- 光学印象
- CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー
- 歯科技工加算 1 及び 2
- 歯周組織再生誘導手術
- 歯根端切除手術の注 3
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価（I）
- 酸素の購入単価

（2025年3月31日時点）